



シックハウス対策など、建築基準法施行令改正

政府は昨年12月26日、建築基準法一部改正法の一部の施行期日を定める改正で、シックハウス対策に関する部分の施行日を7月1日と定めるとともに、同法施行令の一部を改正する政令を公布しました。

公布された施行令改正政令のうち、シックハウス対策の技術的基準関係の概要は次のとおりとなっています。

規制対象とする化学物質は、クロルピリホスとホルムアルデヒドとした。

建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。またクロルピリホスを添加した建築材料を使用しないこと。

居室の内装の仕上げには、第1種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用しないこと。

居室の内装の仕上げに第2種ホルムアルデヒド発散建築材料、第3種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、想定面積を超えないこと。

居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。

(1)機械換気設備の場合は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とする。

(2)中央管理方式の空気調和設備の場合は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造、または大臣の認定を受けた構造とすること。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いる居室、または大臣の認定を受けた居室については、換気設備の設置を要しない。

1年を通じて、ホルムアルデヒドの量を空気1m³につきおおむね0.1mg以下に保つことができるものとして国土交通大臣の認定を受けた居室については、建築材料の使用制限及び換気設備の設置にかかわる規定を適用しない。

資料: 1月20日付 ビルメントタイムス p.14
分離分析課 高橋 真朋子

全国の公衆浴場の16.6%でレジオネラ菌が検出 - 厚労省 -

公衆浴場で相次いで発生している、レジオネラ属菌による集団感染事故を重くみた厚生労働省は、昨年9月に全国の公衆浴場施設や旅館、ホテル、福祉施設などを対象としたレジオネラ属菌の緊急一斉点検を実施しました。

調査内容は、保健所を通じて全国の31,735施設を対象に、浴槽水の交換および清掃が十分に行われているか、また循環型浴槽の水を塩素消毒しているか等について行われました。このうち、17,590施設(55.4%)で消毒方法に何らかの問題があり、管理不十分として保健所から改善指導がなされました。さらに、レジオネラ属菌の検査をした17,454施設のうち、2,908施設(16.6%)でレジオネラ属菌が検出されました。

公衆浴場における浴槽水の水質基準は10CFU未満/100mlとされており、これは通常の検査方法での定量下限値に等しく、つまり、レジオネラ属菌の検査をした場合の結果が、不検出でなければ基準を満たさないことがいえます。厚生労働省では、本調査結果を重んじ、施設側のさらなる衛生管理の徹底を呼びかけています。

資料: 読売新聞 平成15年1月30日
日本経済新聞 平成15年1月31日
衛生検査課 松本 かおり

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 食品からのダイオキシン類1日摂取量12.4%増加
2. 建材のJIS改定 - シックハウス対策強化 -
3. 政府・与党、「環境税」導入を検討
4. 改正化審法の骨格固まる
5. 浄水施設の2割にクリプト汚染の恐れ、そのうち半数以上は対応済み
6. 平成13年度簡易専用水道等の定期検査 - 厚労省 -



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 3 水道法第20条に基づく水質検査
- 4 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 5 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- 6 トータルサニテーション管理
- 7 微生物に関する試験・調査
- 8 依頼試験・研究・開発